

決 裁	会 長	事 務 局	
			事務局長 2.6.18 決

建管第386号

令和2年(2020年)6月17日



建設業者団体の長 様

北 海 道 建 設 部 長

新型コロナウイルス感染症対策に関する感染拡大予防ガイドラインの定着
に向けた取組について

日頃から本道の建設行政の推進に御理解と御協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、道では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向け「新北海道スタイル」の実践など、「見えない感染」の広がりを念頭においた取組をお願いしており、建設業においては、国土交通省が策定した「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を踏まえた対策などをお願いしているところです。

現在、各業界においても、業界団体が主体となり、感染拡大予防ガイドラインが作成されており、参考資料1のとおり、138のガイドラインが策定、公表されています。

今後の感染拡大防止にあたっては、これらガイドラインに沿った取組の実践やその定着が重要なことから、引き続き、適切に対応されますようお願いいたします。

つきましては、これらの趣旨について貴団体の建設業者に対し、周知いただきますよう、御配意をお願いいたします。

なお、本通知内容については、道庁建設部建設管理課のホームページにおいて、お知らせしていますことを申し添えます。

記

1 送付資料

- (1) 通知文(知事)
- (2) (参考資料1) 業種別ガイドライン策定状況(6月13日)
- (3) (参考資料2) 社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
- (4) (参考資料3) ライブホール、ライブハウスにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
- (5) (参考資料4) 特定遊興飲食店(ナイトクラブ)における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
- (6) (参考資料5) オーセンティックバーにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
- (7) (参考資料6) カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
- (8) (参考資料7) FIA フィットネス関連施設における新型コロナウイルス感染拡大対応ガイドライン

2 道庁建設部建設管理課のホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/osirase.htm>

(建設政策局建設管理課建設業係)

令和2年（2020年）6月15日

関係団体・事業者の皆様

北海道知事 鈴木 直道

新型コロナウイルス感染症対策に関する感染拡大予防ガイドライン
の定着に向けた取組について（通知）

日頃より、新型コロナウイルス感染症対策にご理解、ご協力をいただきお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止にあたっては、道内の厳しい感染状況等を踏まえ、これまでに「新北海道スタイル」の実践など、「見えない感染」の広がりを念頭においた取組をお願いしているところです。

また、各業界においても、業界団体が主体となって感染拡大予防ガイドラインが作成されており、6月13日現在、重点的な感染対策が必要な業種（「接待を伴う飲食業（キャバレー等）」、「ライブハウス」、「特定遊興飲食業（ナイトクラブ等）」、「バー」、「カラオケ」及び「フィットネスクラブ」をいう。）も含め、すでに138のガイドラインが策定、公表されています。

今後の感染拡大防止にあたっては、こうしたガイドラインの実践やその取組の定着が重要であることから、「新北海道スタイル」の実践などの取組について引き続きご協力いただくとともに、各業界の感染拡大予防ガイドラインに沿った取組の実践について、重ねてご協力をお願いします。

記

（送付資料）

- ・（参考資料1）業種別ガイドライン策定状況（6月13日）
- ・（参考資料2）社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
- ・（参考資料3）ライブホール、ライブハウスにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
- ・（参考資料4）特定遊興飲食店（ナイトクラブ）における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
- ・（参考資料5）オーセンティックバーにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
- ・（参考資料6）カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

- ・(参考資料7) FIA フィットネス関連施設における新型コロナウイルス感染拡大対応ガイドライン

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部
新型コロナウイルス感染症対策チーム総括班
電話：011-206-0143